

令和 8 年 3 月 2 日
独立行政法人国立印刷局
I T企画推進室長 金田敏雄

「国立印刷局ネットワークシステムの刷新に向けた調達に係る
要件定義等支援業務」の企画案の募集に関する公告

下記のとおり公告します。

記

1 概要

(1) 件名

国立印刷局ネットワークシステムの刷新に向けた調達に係る要件定義
等支援業務

(2) 背景

独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）では、局内の基幹ネットワークとして各機関の各構内情報通信網（LAN (Local Area Network)）を相互接続する国立印刷局ネットワークシステム（以下「印刷局ネットワーク」という。）を運用している。

印刷局ネットワークのサービス・機能・セキュリティ・運用関係等の最適化を図るためには、ユーザの利便性及びメンテナンス性の向上及びコスト削減の観点から、Active Directory 環境の整理、情報セキュリティ・ネットワークの見直し、システム運用設計の見直し等を検討する必要がある。加えて、近年の潮流である、デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みやサイバーセキュリティ対策の高度化への対応も求められている。

本事業は、上記の課題や検討事項を踏まえ、印刷局ネットワークの次期調達仕様書におけるシステム要件定義を確定するために、専門的知見を有する外部コンサルタント業者を調達するものである。

(3) 主な作業内容（想定）

イ 印刷局ネットワークの要件定義書（案）作成業務

(イ) 現状把握・要求分析

(ロ) 業務要件定義

(ハ) 機能要件定義

(ニ) 非機能要件定義

ロ 実現案の検討

ハ 移行方針・移行要件の検討

ニ 技術動向調査及び概算費用の試算

ホ コスト算定書の作成

- へ 今後の計画案及び業務引継書の作成
- ト 納品成果物の作成

2 履行期限

令和9年3月31日（水）

3 企画案の募集に必要な資格等に関する事項

- (1) 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第6条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、購買等契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (3) 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第6条第2条の規定に該当しない者であること。
- (4) 「令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）」又は「令和7・8・9年度独立行政法人国立印刷局競争参加資格」において、企画書の提出期限までに「役務の提供等」の資格を有している者であること。
- (5) 技術要件

イ 組織に関する要件

本業務の実施に当たっては、以下に掲げるコンサルティング実績等を有すること。また、当該実績等を有する作業体制が構築できること。

- (イ) 政府機関における基盤情報システム等について、新規構築又は更改に関するコンサルティング業務及び要件定義等支援業務を請け負った実績を有すること。
- (ロ) 政府機関以外（民間事業者等）の基盤情報システム等について、新規構築又は更改に関するコンサルティング業務及び要件定義等支援業務を請け負った実績（前述のコンサルティング業務及び要件定義等支援業務を請け負った実績に相当する知見を有する者を擁し、必要に応じて当該者を作業体制に置くことができる場合を含む。）を有すること。
- (ハ) スタンドアローン情報システムから基盤ネットワークシステムへのシステム統合（マイグレーション）に関するコンサルティング業務を請け負った実績を有すること。
- (ニ) 本業務に係る作業を実施する部門は、ISO/IEC 27001 認証、JIS Q27001 若しくは ISMS の認証を受けている又は同等の認証を取得している若しくは同等の情報セキュリティ管理体制を有していること。

(ホ) 本業務に係る作業を実施する部門は、ISO 9001 若しくは JIS Q9001 の認証を受けている又は同等の認証を取得している若しくは同等の品質管理体制を有していること。

ロ 作業担当者に関する要件

本業務の実施に当たっては、前記イ（イ）、（ロ）の実績の他、以下に掲げる試験・資格又は同等の知識を必要とする実績若しくは実務経験を有する者を含めた作業体制とすること。

(イ) プロジェクトマネージャ試験又は PMP 試験

(ロ) 情報セキュリティスペシャリスト試験又は情報処理安全確保支援士試験

(ハ) データベーススペシャリスト試験又は Oracle 等のデータベースに関する認定資格

(ニ) ITストラテジスト試験

(6) 令和8年3月24日（火）に開催する説明会に出席しない者は、企画案の募集に参加することはできない。

(7) 資料閲覧を実施しない者は、企画案の募集に参加することはできない。

4 契約条件

(1) 契約形態 随意契約

(2) 予算規模 120,000千円（税抜き）とする。

5 参加申込

別紙申込書に必要事項を記載し、次に掲げる場所に令和8年3月23日（月）15時までに持参し申込みを行うこと。この際、「企画書作成要領」及び本業務の仕様書（案）を受取る際に必要となる「秘密保持誓約書」のひな型を交付する。

申込場所

〒105-8445

東京都港区虎ノ門二丁目2番3号虎ノ門アルセアタワー

独立行政法人国立印刷局IT企画推進室（担当：益子、本田）

電話 03（3583）0624

（受付時間：平日9時30分～11時30分及び13時00分～16時30分）

6 説明会

(1) 開催日時 令和8年3月24日（火）10時30分から

(2) 開催場所 〒105-8445 東京都港区虎ノ門二丁目2番3号
虎ノ門アルセアタワー 8F

(3) 説明事項 本件調達の内容、企画書作成要領、その他の連絡事項

(4) 出席人員 参加申請者当たり出席者2名までとする。

7 企画書等書類の提出

(1) 企画書の提出期限：令和8年4月3日（金）15時までとする。

(2) 提出方法

5の「参加申込」の申込場所に提出すること。

(受付時間：平日9時30分～11時30分及び13時00分～16時30分)

なお、郵送も可とするが、期限までに未到着の場合の責任は参加者に属するものとし、期限内に提出がなかったものとみなす。

(3) 資料閲覧

印刷局ネットワークに関する資料を閲覧する場合は、秘密保持誓約書の提出後に担当者へ連絡し、閲覧スケジュールの調整を行うこと。

(4) 企画書等書類提出に当たっての留意事項

イ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者負担とする。また、提出された企画書は返却しない。

ロ 一度提出した提出書類の変更又は取消しについては、その理由のいかんにかかわらず、これを行うことはできないものとする。

ハ 企画書等書類には応募者の営業上の秘密事項が含まれていることに配慮し、提出された企画書等書類は、印刷局にて適正に管理するとともに、外部には公開しないものとする。

8 選考方法等

採用候補者の選定に当たっては、提出された企画書等の書類内容を審査し、本業務の募集の趣旨に最も合致し、かつ、適すると認められる企画書を提出した1者を選定する。

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査

提出された企画書等書類に基づき、技術要件、参加資格を審査するとともに、企画力、業務遂行能力、実績、見積価格、経営の健全性等を審査する。また、企画書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答により、総合的に評価し採用候補者を決定する。

イ 開催日時 令和8年4月8日（水）13時00分から（予定）

ロ 開催場所 6の「説明会」の開催場所と同じ。

ハ 所要時間 各者40分以内

（プレゼンテーション・質疑応答、各20分以内）

(2) 結果通知

選考結果については、遅滞なく電子メールにて通知する。なお、採用候補者は、印刷局ホームページで公表する。

9 ワーク・ライフ・バランス等推進企業について

(1) 「調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準」により評価を受ける者は、公的機関により認定等を受けた以下を証明する認定通知書等の写しを提出すること。

イ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

ロ 次世代法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

ハ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

ニ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届及び取扱要綱に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書

(2) 国の「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」により公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者を評価するため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）の規定に該当する事業者であって、公的個人認証法に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は公的個人認証法施行規則の定めにより、総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者は、認定等の状況を証明する通知書等の写しを提出すること。

10 企画書の無効

(1) 本公告に示した企画案の募集に参加する者に必要な資格を有していない者の企画書は無効とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書は無効にするとともに、応募者に対して資格停止を行うことがある。

11 その他

(1) 本業務を受託する者は、自身の為した企画提案について、本業務の実施内容として履行する義務を負う。なお、印刷局と本業務を受託する者との間で協議し実施しないこととなった提案はその限りではなく、本業務の詳細な実施内容については仕様書において決定する。

(2) 作成された納品物及びデータに関わる全ての権利は印刷局に帰属するものとする。

(3) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、参加資格を無効とすることがある。

イ 本公告の規定に違反する場合

- ロ 提出書類等に不備があると認められ、かつ、補正に応じない場合
- (4) 参加申込後に参加を辞退する場合は、企画書の提出期限までにその旨を担当者宛てに連絡し辞退理由書(様式は任意とする。)を提出すること。また、配布を受けた全ての紙資料及び電子データを廃棄し、その廃棄証明書を提出すること。

本件に関する問合せ先

独立行政法人国立印刷局

IT企画推進室

電話 03(3583)0624

担当 益子、本田